

バリアフリー改修促進税制 〈固定資産税〉

バリアフリーリフォームでも翌年分の固定資産税が1/3減額

概 要

新築された日から10年以上を経過した住宅のバリアフリーリフォームを行った場合、その住宅にかかる翌年分の固定資産税額が1年間、1/3減額されます。

その住宅の100㎡相当部分までが減額対象となります。

これだけ お得です!!

住宅の100㎡に相当する部分の固定資産税額が、翌年分1年間、1/3減額されます。

◇たとえば

100㎡の住宅で建物評価額が750万円の場合……

$750\text{万円} \times \text{標準税率} 1.4\% = 105,000\text{円}$

これに軽減率1/3をかけると――

35,000円お得になります!!



固定資産税評価額とは

- 家屋の場合は、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額が固定資産税評価額となります。また、各市区町村において、固定資産税評価額を縦覧することもできます。詳しくは、お近くの市区町村へお尋ねください。
- 固定資産税の税率については、一部の市町村において標準税率を超える税率で課税されています。

このような方が利用できます

- 次のいずれかに当てはまる方。
 - ①65歳以上の方
 - ②要介護または要支援認定を受けている方
 - ③障がい者
- ※所得税額控除と要件が異なります。
- 新築された日から10年以上を経過した住宅。
 - 賃貸住宅ではない住宅のリフォームを行う方。
 - 工事完了後3ヶ月以内に工事内容などが確認できる書類などを添付して市町村に申告している方。
 - 改修後の住宅の床面積が50㎡以上。

このような工事が対象です

- 次の表のいずれかに該当する工事。
 - ①通路などの拡幅
 - ②階段の勾配の緩和
 - ③浴室の改良
 - ④トイレの改良
 - ⑤手すりの取り付け
 - ⑥段差の解消
 - ⑦出入口の戸の改良
 - ⑧滑りにくい床材料への取り替え
- バリアフリーリフォームの工事費用の合計額が50万円を超えていること（国または地方公共団体からの補助金等の部分を除く）。

平成29年度いっぱいの制度です

平成30年3月31日までに工事を完了した方が対象です。

制度の
詳細

国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/policy/file000004.html>

